

（総則）

- 第1条 発注者及び請負者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、本条第3項第2号及び第3号に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び実施要領等を内容とする設計、工事監理、施工の一括工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この約款における用語の定義は、特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。
- (1) 「実施要領」とは、この契約に基づく設計、工事監理、施工一括発注のプロポーザルにおいて発注者が公表した実施要領をいう。
 - (2) 「要求水準書」とは、この契約に基づく設計、工事監理、施工一括発注のプロポーザルにおいて発注者が公表した要求水準書及び質問回答書をいう。
 - (3) 「技術提案書」とは、この契約に基づく設計、工事監理、施工及一括発注のプロポーザルにおいて請負者から提案された技術提案書をいう。
 - (4) 「本件設計」とは、要求水準書に定める「設計業務」に関する業務（第3条に規定する検査に合格した後にこの契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。）をいう。
 - (5) 「設計図書」とは、要求水準書及び本件設計による成果品（第3条に規定する検査に合格した書類、図面等並びにその後この契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を含む。）をいう。
 - (6) 「設計図書等」とは、設計図書及び技術提案書をいう。
 - (7) 「本件工事」とは、要求水準書に定める「工事監理業務」及び「施工業務」（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。）をいう。
 - (8) 「本件工事等」とは、本件設計及び本件工事の一部又はそのすべてをいう。
- 3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。
- (1) 本約款
 - (2) 実施要領
 - (3) 要求水準書
 - (4) 設計図書
 - (5) 技術提案書
- 4 請負者は、本件工事等を契約書記載の工期内に完成し、本件設計による成果品（以下「設計業務成果品」という。）及び工事目的物並びに工事監理業務の成果品（以下「工事目的物等」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 5 発注者は、その意図する設計業務成果品を完成させるため、本件設計に関する指示を請負者又は第1条第2項に定める請負者の設計業務管理技術者に対して行うことができる。この場合において、請負者又は請負者の設計業務管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 6 請負者は、この約款若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は第5項の指示若しくは発注者と請負者との協議がある場合を除き、本件設計を完成するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 7 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び要求水準書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。
- 8 請負者は、打合せ事項及び調査資料等を記録して、発注者に提出しなければならない。
- 9 請負者は、官公署等への提出書類を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 10 請負者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 11 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、届出、協議、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。
- 12 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 13 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 14 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年（1992年）法律第51号）に定めるものとする。
- 15 この約款及び要求水準書における期間の定めについては、民法（明治29年（1896年）法律第89号）及び商法（明治32年（1899年）法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 16 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 17 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 18 請負者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（個人情報の保護）

- 第2条 請負者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 2 請負者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年（2013年）法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるものを遵守しなければならない。
- 3 請負者は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（請負者の組織内にあつて直接又は間接に請負者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出する。
- 4 請負者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 5 請負者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
- 6 請負者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、発注者が必要と認める場合については、書面により発注者にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 7 請負者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により請負者が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- 8 請負者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報野

取扱いに関する事項を明記するものとする。

- 9 請負者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年（2005年）法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）するとき、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。発注者の承諾を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。
- 10 請負者は、発注者の承諾により個人情報を取り扱う業務を再委託するときは、この契約により請負者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、請負者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、発注者の承諾により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 11 請負者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。
- 12 請負者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、発注者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。また、発注者の承諾により複製し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。
- 13 請負者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。また、発注者の承諾により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 14 請負者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- 15 請負者は、発注者からこの契約による業務を処理するために提供を受けた個人情報及び請負者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 16 請負者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 17 請負者は、発注者の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、発注者に証明書等により報告するものとする。また、請負者が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。
- 18 請負者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾を得て再委任による提供をした場合又は発注者の承諾を得て第三者に提供した場合、請負者は、発注者の指示により、当該再委任先又は当該第三者から回収するものとする。
- 19 発注者は、この契約により請負者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、請負者に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は請負者に対して指示を与えることができる。なお、請負者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 20 請負者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、請負者に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。
- 21 請負者は、この契約により請負者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。

（関連工事の調整）

第2条の2 発注者は、請負者の施工する本件工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合請負者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工程表、請負代金内訳書及び単価合意書）

- 第3条 請負者は、契約締結後5日以内に要求水準書及び技術提案書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び設計の工程と施工の概略の工程を示した全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 請負者は、第3条2条に規定する検査に合格したときは、要求水準書並びに当該検査に合格した図面及び書類等に基づいた本件工事の工程表及び内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び請負者を拘束するものではない。
- 4 第3条2条に規定する検査に合格した設計図書に基づき作成した内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 5 発注者及び請負者は、第3条2条に規定する検査に合格した設計図書に基づき作成した内訳書の提出後、速やかに、当該内訳書に係る単価を協議し、単価合意書を作成の上合意するものとする。この場合において、協議がその開始の日から14日以内に整わないときは、発注者がこれを定め、請負者に通知するものとする。
- 6 請負者は、請負代金額の変更があったときは、当該変更内容を反映した内訳書を作成し、14日以内に設計図書に基づいて、発注者に提出しなければならない。
- 7 第5項の規定は、前項の規定により内訳書が提出された場合において準用する。
- 8 第5項（前項において準用する場合を含む。）の単価合意書は、第2条5条、第2条6条第3項の規定により残工事代金額を定める場合、第3条0条第5項、第3条8条第6項及び第3条9条第2項に定める場合（第2条5条第1項各号に掲げる場合を除く。）を除き、発注者及び請負者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 請負者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「東海市契約規則第3条1条第7号の規定により免除」と記載されているときは、この条は適用しない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年（1952年）法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 請負者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- 4 請負者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、請負者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求ことができ、請負者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 請負者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 請負者は、設計業務成果品又は工事監理業務の成果品（未完成の成果品及び本件工事等（施工業務を除く。）を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 請負者は、工事的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び設計図書に定める工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（著作権の帰属）

- 第5条の2 設計業務成果品又は工事監理業務の成果品（以下「設計業務等成果品」という。）又は工事的物（第39条第1項に規定する指定部分に係る設計業務成果品及び工事的物を含む。以下この条から第5条の6まで及び第9条の2において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る請負者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、設計業務等成果品又は工事的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、設計業務等成果品又は工事的物の内容を請負者の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 発注者は、設計業務等成果品又は工事的物が著作物に該当する場合には、請負者が承諾したときに限り、既に請負者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 請負者は、設計業務等成果品又は工事的物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、設計業務等成果品又は工事的物が著作物に該当しない場合には、当該設計業務等成果品又は工事的物の内容を請負者の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 請負者は、設計業務等成果品又は工事的物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該設計業務等成果品又は工事的物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該設計業務等成果品又は工事的物の内容を公表することができる。
 - 6 発注者は、請負者が設計業務等成果品又は工事的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、請負者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委任等の禁止）

- 第5条の3 請負者は、本件設計の全部のほか、発注者が要求水準書において指定した主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 請負者は、前項の主たる部分のほか、発注者が要求水準書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 請負者は、本件設計の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が要求水準書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
 - 4 発注者は、請負者に対して、本件設計の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負の制限等）

- 第6条 請負者は、本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 請負者は、本件工事を第三者に委任し又は請け負わせた場合において、当該第三者（当該工事が数次の契約によって行われるときは、後次のすべての契約に係る受任者又は請負人を含む。以下「下請負人」という。）が本件工事の全部又はその主たる部分を一括して他の第三者に委任し又は請け負わせることのないようにしなければならない。
 - 3 請負者又は下請負人が本件工事を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、請負者は建設工事標準下請負契約約款その他これに準ずる書面により契約を締結し、又は締結させるように努めなければならない。

（下請負の届出）

第7条 請負者は、本件工事を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

（下請負人の育成、指導）

第8条 請負者は、下請負人が受任又は請負に係る工事の施工に際し、建設業法（昭和24年（1949年）法律第100号）その他関係法令を遵守するよう指導するとともに、下請負人の育成に努めなければならない。

（特許権等の使用）

第9条 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている設計の履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその設計の履行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、発注者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

- 第9条の2 請負者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年（1959年）法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は設計業務成果品によって表現される建築物若しくは工事目的物（以下「本件工事目的物」という。）の形状等について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、工事目的物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 請負者は、工事目的物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

- 第10条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) この約款及び要求水準書の記載内容に関する請負者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答
 - (2) この契約の履行についての請負者、請負者の管理技術者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (3) 本件設計の進捗の確認、要求水準書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
 - (4) 設計図書等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾
 - (5) 設計図書等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、請負者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(管理技術者、現場代理人及び主任技術者等)

- 第11条 請負者は、本件工事等全体についての総合的な調整を行う統括責任者を配置し、発注者に通知しなければならない。統括責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 請負者は、要求水準書に定めるところにより、本件工事等における業務の技術上の管理を行う設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者、設計業務主任技術者、工事監理業務主任技術者（以下「管理技術者等」という。）を定め、この契約締結後14日以内に、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 3 請負者は、建設業法の定めるところにより、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専任の主任技術者（専任の監理技術者）又は専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、この契約締結後5日以内に、発注者の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 4 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第2項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 6 請負者は、第4項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(履行報告)

- 第12条 請負者は、要求水準書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(管理技術者等及び工事関係者に対する措置請求)

- 第13条 発注者は、管理技術者等又は請負者の使用人若しくは第5条の7の規定により請負者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（監理技術者と現場代理人を兼任するものを除く。）その他請負者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 請負者は、前3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 5 請負者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第14条 工事材料の品質については、設計図書等に定めるところによる。設計図書等にその品質が明示されていない場合にあっては、工事目的物が要求水準書に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。
- 2 請負者は、設計図書等において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、請負者の負担とする。
- 3 監督員は、請負者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 請負者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 請負者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第15条 請負者は、設計図書等において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 請負者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、請負者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならぬ。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく請負者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、請負者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、請負者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(貸与品等)

- 第16条 発注者は請負者に必要に応じて本件設計に必要な物品等を貸与できるものとする。引渡場所及び引渡時期については、発注者の指示に従うものとする。
- 2 請負者は、前項の規定により発注者が請負者に貸与した物品等（以下「貸与品等」という。）の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 3 請負者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 4 請負者は、本件設計の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
 - 5 請負者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(支給材料)

- 第16条の2 発注者は請負者に必要に応じて工事材料を支給できるものとする。引渡場所及び引渡時期については、発注者の指示に従うものとする。
- 2 監督員は、前項の規定により発注者が請負者に支給した工事材料（以下「支給材料」という。）の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、請負者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 請負者は、支給材料の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書を提出しなければならない。
 - 4 請負者は、支給材料の引渡しを受けた後、当該支給材料の種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、請負者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料に代えて他の支給材料を引き渡し、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料の使用を請負者に請求しなければならない。
 - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - 8 請負者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 9 請負者は、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料を発注者に返還しなければならない。
 - 10 請負者は、故意又は過失により支給材料が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
 - 11 請負者は、支給材料の使用法については、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第17条 発注者は、本件工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を請負者が本件工事の施工上必要とする日（設計図書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 請負者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 本件工事の完成、設計図書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定める。

(本件工事の着手等)

- 第17条の2 請負者は、現場着工指示書発行後速やかに本件工事に着工するものとする。
- 2 発注者は、請負者が第32条に規定する検査に合格した後に現場着工指示書を発行する。
 - 3 請負者の理由により現場着工指示書の発行が遅れた場合は、工期の変更は行わない。

(設計図書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

- 第18条 請負者は、本件設計の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と請負者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第18条の2 請負者は、本件工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 発注者は、請負者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、発注者は、本件工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要が

あると認められるときは、当該相当の理由を請負者に通知して、本件工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(条件変更等)

第19条 請負者は、本件工事等を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書（質問回答書を除く。）と要求水準書に対する質問回答書が一致しないこと。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 本件設計の履行上の制約等要求水準書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等本件設計による成果品に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、請負者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書等を訂正する必要があるものは、要求水準書については発注者が行い、技術提案書、本件設計による成果品については発注者が指示して請負者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、要求水準書については発注者が行い、技術提案書、本件設計による成果品については発注者が指示して請負者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と請負者とが協議して要求水準書については発注者が行い、技術提案書、本件設計による成果品については発注者が指示して請負者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書等又は本件工事等に関する指示（以下この条及び次条において「指示等」という。）の変更内容を請負者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計業務に係る請負者の提案)

第20条の2 請負者は、指示等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき指示等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する請負者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、指示等の変更を請負者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により指示等が変更された場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更しなければならない。

(設計業務又は工事の中止)

第21条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて請負者の責に帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、請負者が本件設計を行うことができないと認められるときは、発注者は、本件設計の中止内容を直ちに請負者に通知して、設計業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 天災等であつて請負者の責に帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が本件工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本件工事の中止内容を直ちに請負者に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 3 発注者は、前2項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事等の中止内容を請負者に通知して、本件工事等の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 4 発注者は、前3項の規定により本件工事等を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が本件設計の続行に備え本件設計の一時中止に伴う増加費用を要したとき、又は請負者が本件工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この本件工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本件工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(請負者の請求による工期の延長)

第22条 請負者は、天災等又は第2条の2の規定に基づく関連工事の調整への協力その他請負者又は下請負人の責めに帰すことができない事由により工期内に本件工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の変更)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する又は延長する必要があるときは、工期の変更を請負者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第24条 工期の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては請負者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第25条 請負代金額の変更については、次に掲げる場合を除き、第3条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により作成した単価合意書の記載事項を基礎として発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。
- 1) 数量に著しい変更が生じた場合。
 - 2) 単価合意書の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合。
 - 3) 単価合意書に記載されていない工種が生じた場合。
 - 4) 前各号に掲げる場合のほか、単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不相当である場合。
- 2 前項各号に掲げる場合における請負代金額の変更については、発注者と請負者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。
- 3 前2項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 4 この約款の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と請負者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第26条 発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額の変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することができない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合においては、請負者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他本件工事等を行うにあたり特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第28条 設計業務成果品又は工事目的物等の引渡し前に、設計業務成果品、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本件工事等に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 本件工事等を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、請負者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本件工事等を行うに伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件工事等を行うにつき請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、請負者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本件工事等を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び請負者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第30条 設計業務成果品又は工事目的物等の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに

- 限る。)で発注者と請負者又は下請負人のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される部分の出来形部分、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料、建設機械器具若しくは調査機械器具に損害が生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を請負者に通知しなければならない。
 - 3 請負者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により請負者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(試験等に供される部分の出来形部分、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料、建設機械器具若しくは調査機械器具であって第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他請負者の本件工事等に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
 - 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。この場合においては、第25条第1項各号に掲げる場合を除き、単価合意書の記載事項に基づき行うものとする。
 - (1) 本件設計の出来形部分に関する損害
損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (4) 仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本件工事等で償却することとしての償却費の額から損害を受けた時点における設計業務成果品又は工事目的物等に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
 - 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第31条 発注者は、第9条、第16条の2、第18条から第21条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第35条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計業務等成果品を変更することができる。この場合において、設計業務等成果品の変更内容は、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(本件設計の検査)

- 第32条 請負者は、本件設計が完了したときは、その旨及び要求水準書に定める設計業務成果品の引渡しを発注者に通知するとともに、成果品を納入しなければならない。実施設計図書は現場着工予定日の10日前までに提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に請負者の立ち合いの上、本件設計の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合発注者は、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の検査によって本件設計の完了を確認した日をもって設計業務成果品の引渡しを受けなければならない。
 - 4 請負者は、本件設計が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の確認を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を読み替えて準用する。

(本件工事の中間検査)

- 第32条の2 発注者は、本件工事の適正な技術的施工を確保するため必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。
- 2 発注者は、前項の検査にあたり必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 3 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(完了検査及び引渡し)

- 第33条 請負者は、本件工事等が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に請負者の立会いのうえ本件工事等の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合発注者は、当該検査の結果を7日以内に請負者に通知しなければならない。
 - 3 請負者は、第32条第2項又は前項の検査によって本件工事等の完成を確認した旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から7日以内に設計業務成果品及び工事目的物等を引き渡さなければならない。
 - 4 請負者は、本件工事等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本件工事等の完成とみなして前3項の規定を適用する。
 - 5 発注者は、第2項及び前項の検査にあたり必要があると認められるときは、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
 - 6 第2項及び前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(請負代金の支払い)

- 第34条 請負者は、第32条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。)又は前条第2項(同条第4項後段の規定により適用される場合を含む。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から本件設計については30日以内、本件工事については40日以内に請負代金を支払わなければならない。

(部分使用)

- 第35条 発注者は、第33条第3項の規定による引渡し前においても、設計業務成果品及び工事目的物等の全部又は一部を請負者の書

面による同意を得て使用することができる。この場合必要があるときは、発注者は、請負者の立会いのうえ当該使用部分の出来形を確認しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第36条 請負者は、発注者に対して請負代金額の10分の4の範囲内において、前払金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 請負者は、第1項の規定による請求をする場合においては、あらかじめ、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 4 請負者は、発注者に対して請負代金額の10分の2の範囲内の額の中間前払金の支払いを請求することができる。ただし、中間前金払の請求及び支払は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前払金の支払を受けていない請負者は請求できない。
 - (2) 部分払後は、請負者は請求できない。
 - (3) 中間前金払を受けようとする請負者は、支払の請求に先立ち、中間前金払認定請求書により、地方自治法施行規則附則第3条第3項各号に掲げる要件を満たしていることの認定の請求を発注者にしなければならない。ただし、認定の請求は1回（債務負担行為及び継続費に係る特例の場合は、年度毎に1回）に限り行うことができるものとする。
 - (4) 発注者は、前号の請求があったときは、速やかに調査を行い、当該調査の結果を中間前金払認定調査または中間前金払認定却下調査により、認定を請求した請負者に通知するものとする。
 - (5) 請負者は、発注者に保証契約の締結に係る保証事業会社の保証証書を寄託し、発注者が認定調査を通知した日から15日以内に請求することができる。
 - (6) 発注者は、前号の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から14日以内に中間前払金を支払わなければならない。
- 5 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金を差し引いた額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合において請負者は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 6 工事内容の変更その他の理由により契約金額を減額した場合においては、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5（第4項の規定により中間前金払の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、その超過額を変更契約締結の日から30日以内に返還させるものとする。ただし、返還することが前払金の使用状況からみて不適当であると認められるときは、双方協議して返還額を定めるものとする。
- 7 第4項及び前項の規定による請求があったときは、第2項の規定を準用する。
- 8 請負者は、第3項、第4項及び第5項に規定する保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(前払金の使用等)

第37条 請負者は、前払金を本件工事等の外注費（本件設計に係る部分に限る。）、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この本件工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち本件工事等を行う費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

- 2 前項の場合において、現場管理費及び一般管理費等のうち本件工事等を行う費用に相当する額として必要な経費の支払いに充当することができる額は、前払金の100分の25以内とする。

(部分払)

第38条 請負者は、本件工事等の完成前に、出来形部分に相当する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。この場合において、請負代金相当額は、第3項の確認に基づき発注者が通知した出来形割合を請負代金額に乗じて得た額とする。

- 2 請負者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、遅滞なく請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。
- 5 請負者は、第3項の規定による通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、適法な請求書を受領した日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は単価合意書の記載事項に基づき定め、第25条第1項各号に掲げる場合には発注者と請負者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。
部分払金の額 ≤ 請負代金額 × 出来形割合 × 9 / 10 - 前払金額及び中間前払金額 × 出来形割合 - 支払済部分払金の額
- 7 請負者が第1項の規定により部分払の請求ができる回数は、次のとおりとする。

- (1) 請負代金額 3,000万円まで 1回
- (2) " 5,000 " 2回以内
- (3) 請負代金額5,000万円を超える場合は、3回に、5,000万円を超えるごとに1回を加えた回数以内。

(部分引渡し)

第39条 設計業務成果物及び工事目的物等について、発注者が要求水準書において本件工事等の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の本件工事等が完了したときについては、第33条中「本件工事等」とあるのは「指定部分に係る本件工事等」と、「本件工事等の完成」とあるのは、「指定部分に係る本件工事等の完成」と、「設計業務成果品及び工事目的物等」とあるのは「指定部分に係る設計業務成果品及び工事目的物等」と、第34条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第34条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相当する請負代金及び指定部分に相当する支払済部分払金の額は、単価合意書の記載事項に基づき定め、第25条第1項各号に掲げる場合には発注者と請負者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第2項の検査の結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相当する請負代金の額 ×

(1 - 前払金額及び中間前払金額 / 請負代金額) - 指定部分に相当する支払済部分払金の額

(前払金等の不払に対する工事の中止)

- 第40条 請負者は、発注者が第36条、第38条又は第39条において準用される第34条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本件工事等の全部又は一部の施工を中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により請負者が本件工事等を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が本件工事等の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事等の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第41条 発注者は、引き渡された設計業務成果品又は工事目的物等が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、設計業務成果品又は工事目的物等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、請負者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 設計業務成果品又は工事目的物等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における申出)

- 第42条 請負者は、請負者又は下請負人の責めに帰すべき事由により工期内に本件工事等を完成することができないときは、遅滞なく理由を発注者に申し出なければならない。

(発注者の任意解除権)

- 第43条 発注者は、本件工事等が完成するまでの間は、次条から第47条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第44条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができるものとし、このため請負者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この契約を解除することができない。
- (1) 正当な理由なく、本件工事等に着手すべき期日を過ぎても本件工事等に着手しないとき。
 - (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本件工事等を完成する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 第11条第1項から第3項に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (5) 第4条第1項の規定により保証を付さなければならない場合において、保証を付さなかったとき。
 - (6) 契約の履行につき不正行為があったとき。
 - (7) 発注者又はその補助者が行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
 - (8) 建設業法の規定により、営業の停止を受け、又は登録を取り消されたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
 - (10) 資金不足による手形、小切手の不渡りの発生、その他請負者の支払い停止などの事由により、請負者が本件工事等を停止し、相当の期間内に本件工事等を続行しないなど、相当期間内に本件工事等が完成しないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第45条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため請負者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - (2) この契約の設計業務成果品又は工事目的物等を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 引き渡された工事目的物等に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (4) 請負者がこの契約の設計業務成果品又は工事目的物等の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (6) 契約の設計業務成果品又は工事目的物等の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (8) 発注者において知れたる請負者の所在地、住所等において、請負者に対する送達ができず、請負者との連絡がとれないとき。
 - (9) 第49条又は第50条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第46条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するとき（請負者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）は、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため請負者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的

に關与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年(1991年)法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に關与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に關与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は關与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 請負者が、第1号から第4号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に關与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号のいずれかに該当する法人等であることを知らながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第47条 発注者は、請負者がこの契約に關して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため請負者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年(1947年)法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は請負者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条及び第54条において同じ。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が請負者又は請負者が構成事業者である事業者団体(以下「請負者等」という。)に対して行われたときは、請負者等に対する命令で確定したものをいい、請負者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第54条第2項第2号において同じ。)において、この契約に關し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、請負者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 請負者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号及び第54条第2項第2号において同じ。)の刑法(明治40年(1907年)法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 請負者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 請負者が共同企業体である場合における前項の規定については、その構成員のいずれかの者が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第44条各号、第45条各号又は第46条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第44条から第46条までの規定による契約の解除をすることができない。

(請負者の催告による解除権)

第49条 請負者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(請負者の催告によらない解除権)

第50条 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第21条第1項又は第2項の規定による本件工事等の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が30日を満たないときは、30日)を超えたとき。ただし、中止が本件工事等の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事等が完了した後1か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第51条 第49条又は前条各号に定める場合が請負者又は下請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第52条 発注者は、この契約が本件設計の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する請負代金は、発注者が定め、請負者に通知する。
- 3 発注者は、この契約が本件工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。
- 5 第1項又は第3項の場合において、第36条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第44条から第47条まで又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。)に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における、政府契

約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年（1949年）法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第49条又は第50条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 6 前項の利息に100円未満の端数があるとき、又は利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその利息は徴収しない。
- 7 請負者は、この契約が本件設計の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が請負者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 請負者は、この契約が本件工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第3項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者又は下請負人の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 9 請負者は、この契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、工事用地等に請負者が所有又は管理する業務の出来形部分（第39条の規定による部分引き渡しに係る部分及び第1項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、工事材料、調査機械器具、建設機械器具、仮設物その他の物件（請負者から本件工事等を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 10 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、若しくは、当該工事の出来形部分の引き渡しがあったものとみなし、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 11 第8項前段に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条から第47条まで又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第49条又は第50条の規定によるときは請負者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第7項後段、第8項後段及び第9項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定めるものとする。
- 12 本件工事等の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び請負者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第53条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に本件工事等を完成することができないとき。
- (2) この契約の設計業務成果品又は工事目的物等に契約不適合があるとき。
- (3) 第44条から第46条までの規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第44条から第46条までの規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年（2004年）法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年（2002年）法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年（1999年）法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして請負者及び下請負人のいずれの責めにも帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害金を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
- 7 第2項の場合（第46条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 8 第1項から第3項まで又は第5項の場合において、請負者が共同企業体であるときは、各構成員は、損害金等を連帯して発注者に支払わなければならない。請負者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第54条 請負者は、第47条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、請負代金額の100分の20に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。請負者がこの契約を履行した後も同様とする。

- 2 請負者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、請負代金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。
 - (1) 第47条第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 第47条第1項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、請負者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 請負者が発注者に東海市競争入札参加者心得書第10条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定に関わらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、請負者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、請負者が共同企業体であるときは、各構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。請負者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

(請負者の損害賠償請求等)

第55条 請負者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第49条又は第50条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第34条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年(1949年)法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第56条 発注者は、引き渡された設計業務成果品及び工事目的物等に関し、第33条第3項又は第4項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が請負者又は下請負人の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、設計業務成果品及び工事目的物等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、請負者又は下請負人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年(1999年)法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合は、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年(2000年)政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された設計業務成果品の契約不適合が要求水準書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 11 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第57条 請負者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 請負者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 請負者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(妨害等に対する報告義務等)

第58条 請負者は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 請負者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、東海市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(あっせん又は調停)

第59条 この約款の各条項において発注者と請負者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに請負者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と請負者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び請負者は、次の各号により解決を図るものとする。

- (1) 本件工事等(施工業務を除く。)に関するもの
協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停による。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者が折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。
 - (2) 施工業務に関するもの
建設業法による建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、統括責任者又は現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他請負者が本件工事等を行うために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは請負者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び請負者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第60条 発注者及び請負者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、仲裁合意を締結した場合にあっては、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第61条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と請負者とが協議して定める。